

東日本大震災における二重ローン問題への対応策

<基本認識>

復旧・復興にあたっては、都市の再生、産業の再建、各種インフラの復旧なども重要であるが、一人ひとりの人間に焦点をあてた「人間の復興」をめざすものでなければならない。

人がいなければ、産業の再生も地域の復興もありえない。そのため、被災された方の再スタートにあたっては、住み慣れた地域に住み、働き続けられるよう最大限の支援策を用意しなければならない。

東日本大震災において被災した中小企業や個人のいわゆる二重債務（リース契約を含む）問題は、今後の被災地域の復興や生活再建、さらには地域経済の再生にとって大きな障がいとなっている。復興に向けて、二重債務問題は避けて通れない課題であり、国や地方自治体を含めた一体的な取り組みが重要である。

被災された方の事情は千差万別であることを踏まえ、また、被災地域における産業の復興とコミュニティの復興を図るためにも、国が主導し、旧債務・新債務を通じた重層的な救済のためのスキームを準備する必要がある。

その際、これまでの災害と異なる東日本大震災の特殊性（巨大地震と大津波、原子力発電所事故など）に鑑みて、政治的な決断により、現行の法制度の枠を超えた特例的な措置もあわせて講じるべきである。

1 被災中小企業などに対する支援スキーム

(1) 公的機関による既存債権の買い上げ

- ・震災の特殊性に鑑み、既存の仕組み（中小企業再生ファンドなど）とは別に、被災された中小企業、農林水産関係者などの事業再生を支援するための新たな公的な「機構」（仮称・東日本大震災被災中小事業者再生支援機構）を設立する。（支援対象となる債務者は、被災地における事業継続の意思を持ち、再生の見通しがあるものなど一定の要件を設ける）
- ・機構は、被災された中小企業、農林水産関係者などに対する金融機関の既存債権の買い上げを行う。あわせて、債務免除や債務の株式化、劣後債権化、債務保証、出資、融資、専門家の派遣・助言など、幅広く事業再生を支援する。
- ・機構は、国・地方自治体だけでなく広く民間から出資・寄付等を募る。（民間からの寄付等については、税制上の優遇措置を講ずる）

(2) 既往債務の一定期間の支払猶予（リース契約を含む）

- ・金融機関等が被災事業者の既往債務の支払いを猶予した場合、一定期間（例えば10年）国が利子補給を行う（利子補給のための「基金」を創設）。
この場合、事実上の資本性資金として、債務者の自己資本とみなすことや、DDS（デット・デット・スワップ）により劣後ローンに転換した場合の公的機関による信用保証について検討する。

(3) 政策金融機関による資金繰り支援策の拡充・強化、借換制度の創設

- ・政策金融機関における長期にわたる元本返済据置・猶予を認める貸付制度を拡充する。（据置期間 5年以内→10年以内 など）
あわせて、既往債務と新規借入れの一本化・借換制度を創設する。

(4) 新規のリースに係る信用補完制度の創設

- ・被災中小企業等が事業再生に必要な設備投資のための新規のリース取引を円滑に進めるため、リース契約に係る信用補完制度を創設する。

(5) 中小企業再生ファンド等の活用

中小企業の再生及び既存債務の整理にあたっては、中小企業再生ファンドや中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構などを積極的に活用する。

(6) 再生を目指す事業者に対する支援策

(旧債務)

- ・金融機関等による債務免除・支払猶予の促進
 - ①債務免除を行った金融機関等の無税償却の要件緩和、被災事業者の債務免除益の非課税措置
 - ②債務の支払猶予を促進するための、国による利子補給（再掲）
- ・既往債務と新規借入れの一本化・借換制度の創設（再掲）
- ・私的整理ガイドライン、事業再生ADR等の活用
- ・金融機関が個人事業者に対し債務免除を行った場合に無税償却等ができるよう「個人向けの債権放棄ガイドライン」を策定する。
- ・DDS（デット・デット・スワップ）による劣後ローンに対する利子補給
- ・個人事業者に係る小規模民事再生による債務整理手続の特例（再生債権の総額の拡大、最低弁済額の撤廃又は引下げ、弁済期間の延長）
- ・民事調停・特定調停の活用

(新事業支援)

- ・公的機関による被災中小事業者向けの長期の低利（無利子）の融資制度
- ・民間金融機関等による被災中小事業者向け低利（無利子）融資への利子補給制度の創設
- ・新たな設備投資に係る即時償却など税制措置の拡充（特区制度の活用を含む）
- ・新規のリースに係る信用補完制度の創設（再掲）
- ・事業用設備の一括整備・共同利用制度の創設（ex. 農林水産業関係等）

(7) 事業継続を断念した事業者への支援策

- ・事業の継続を断念した事業者については、旧債務について、上記(6)の「金融機関等による債務免除・支払猶予の促進」「個人事業者に係る小規模民事再生による債権整理手続の特例」「民事調停・特定調停の活用」等の措置を講ずる。

2 被災者個人の住宅（自動車）ローンの負担軽減のための支援スキーム

(1) 既往ローンの一定期間の支払猶予

- ・（新たに住宅を取得する場合について、）既往ローンと新規の借り入れによる負担を軽減するため、民間金融機関が既往ローンの支払いを猶予した一定期間（例えば10年）、国が利子補給を行う（利子補給のための「基金」を創設）。

(2) 個人向け債権放棄ガイドラインの策定

- ・金融機関が住宅ローンの債務免除を行った場合に無税償却等ができるよう「個人向けの債権放棄ガイドライン」を策定する。

(3) 新たな住まいの確保に向けた支援策

- ・住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」（低利（無利子））の拡充
- ・民間金融機関が行う低利（無利子）の住宅ローンに対しての利子補給制度の創設
- ・新たな住宅等の確保にかかる税制措置の拡充（印紙税、登録免許税、固定資産税等）
- ・復興公営住宅の整備